

復興大臣 吉野 正芳 様

浪江町の復興・創生に向けた要望書

平成30年4月15日

福島県双葉郡浪江町長 馬場 有



政府の方針では、東日本大震災の復興期間を10年とし、最初の5年を「集中復興期間」、平成28年度からの5年間については、「復興・創生期間」と位置づけ、被災地の自立と地方創生のモデルとなるような復興の実現期としている。

しかしながら、浪江町は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する全町避難が6年まで長期化し、平成29年3月31日に帰還困難区域を除く地域の避難指示が解除されてまだ1年が経過したばかりである。

そのため、浪江町の復興に必要な環境整備が十分ではないとともに、医療、介護等の事業を持続的に運営するための体制が必ずしも確立されていないことから、「被災地の自立」が可能な状況とは言い難い。また津波によって甚大な被害を受けた地域については、いまだに震災の傷跡が数多く残る。これらの復旧、復興を加速させるのは喫緊の課題である。

上記状況を踏まえ、以下の点を要望する。

1 復興・創生期間内における復興事業のさらなる加速

(必要財源の確保と柔軟運用)

・浪江町は復興のステージのスタート地点に立ったばかりであり、基本的な生活環境や産業基盤の整備等が十分に進んでいないとはいえない状況。よって、復興・創生期間における復興事業を、国、県、町が一体となって加速することができるよう、必要な財源を確保するとともに、被災地現場の状況にあわせた柔軟な運用を図ること。

(重要政策の推進)

・医療、介護、教育、買い物環境、防災関連施設、津波被災地の復旧等、町の復興に必要な環境整備を早急に進めつつ、それぞれの事業を持続的に運営するための体制を確立するため、財源確保や人的支援等、最大限の支援をすること。

・浪江町は約3,000haの農地を有する、農業が基幹産業の町であり、農業再生が浪江町の復興の重要な柱。早期に農業再生をはかるため、営農再開に向けたビジョン策定と実行、農家の意向に沿った農地整備等の政策を進めるため、財源確保や人的支援等、最大限の支援をすること。

・福島イノベーションコースト構想や福島新エネルギー社会構想等、新しい福島県、浪江町を創建するための重要政策を強力に推進すること。

2 復興・創生期間後の支援継続

(復興を完遂するための体制継続と財源の確保)

・浪江町における復興・復旧事業は、緒に就いたばかりであり、復興・創生期間の終了とともに復興が完遂され、ただちに被災地の自立をはかることができる状況となるのは極めて困難。よって、復興・創生期間の終了後も、復興庁を中心とする、国、県の支援体制を継続するとともに、被災地復興に必要な交付金等の財源を確実に確保すること。

・復興・創生期間内（平成32年度まで）における制度や財源のみ担保されている場合、復興交付金による施設やインフラ整備等、平成32年度を跨る可能性が高い新規事業について認められることが困難であり、事実上、新たな復興事業が凍結されているに等しい。この状態では、昨年避難指示が解除され、これから本格的なまちづくりを進めている浪江町にとって復興の加速が期待できない。間断なく復興事業を進めるため、早急に復興・創生期間後の支援体制を確立し財源を確保すること。

(震災復興特別交付税制度の継続)

・浪江町は原子力災害の直接被災地であり、復興事業が復興・創生期間内に完遂できる状況ではないことを踏まえ、復興・創生期間後も継続すること。

(普通交付税の人口特例の継続)

・浪江町の普通交付税の算定基礎である平成27年国勢調査人口は「0人」であるが、特例により震災前の人口に近い「18,244人」として算定している。次回国勢調査（平成32年）に特例が適用されず、実際の居住人口で算定されるとすれば、普通交付税の大幅減額（※）は必至であり、町の財政運営は成立しないため、普通交付税の算定における人口特例を継続すること。

（※）浪江町の試算によれば約22億円の減

(上下水道公営企業の減収に対する賠償金の継続)

・上下水道公営企業には、平成29年度分まで、東京電力が営業収益の減収分を賠償してきた。今後、収入減の賠償（年間約3億円）がなくなった場合、即座に赤字に転落し、事業の継続が不可能となる。よって、上下水道公営企業が事業継続できるよう、営業収益の減収に対する賠償を継続すること。

3 帰還困難区域の再生に向けた早急な事業実施

(帰還困難区域全域の早期再生に向けた事業実施加速)

- ・「浪江町帰還困難区域復興再生計画」に則り、速やかに帰還困難区域全域の避難指示解除を実現し、帰町が実現できるよう、国、県をあげて取り組むこと。まずは、第1ステージである「特定復興再生拠点区域」を早急に整備するため、除染等の措置を含む各種整備事業を早急に進めること。

(必要な財源の措置)

- ・浪江町の策定した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に記載された内容、趣旨が実現できるよう、必要な財源措置をとること。

(事業の柔軟な実施)

- ・浪江町の策定した「浪江町帰還困難区域復興再生計画」及び「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の趣旨を十分に踏まえた上で、各種事業の実施にあたり柔軟な対応をすること。

(農業再生)

- ・「特定復興再生拠点区域」の約4割を占める農地の再生を早期にはかるため、必要な財源措置や執行体制の整備等をはかること。

(以上)